

家庭系一般ごみ細分別作業業務委託仕様書

受託者は、本市が委託する家庭系一般ごみ細分別作業業務（以下「委託業務」という。）について、本仕様書に従い行うものとする。

1 委託業務の概要

本市が指定する地域の家庭から排出される一般廃棄物のうち、一般ごみの細分別作業を行い、家庭系ごみの排出実態を把握する。

2 調査内容及び調査方法

(1) 調査対象ごみ

一般ごみの収集日に排出されたごみとする。なお、調査対象ごみのサンプリング及び分類作業場所への搬送は、調査実施日の早朝に本市が行う。

(2) 調査件数

調査件数は4件（1件につき1日）とする。

(3) 調査地域

次のとおりとする。

調査地域		特 性
①	戸建地域①	子育て世帯の多い戸建地域
②	戸建地域②	中高年世帯の多い戸建地域
③	マンション	駅から近くの大型マンションのある地域
④	農村地域	郊外の農村地域

(4) 調査実施日

委託業務契約期間中の月曜日及び火曜日に、4日実施する。作業時間は原則として午前9時から午後6時までとし、そのうちの正午から午後1時までを休憩時間とする。なお、具体的な日程は、本市と協議の上、決定する。

(5) 分類作業場所

本市青岸清掃センター内の特定の場所を、本市が別途指示する。

作業における注意事項等は、本市との打合せ時に別途指示する。

作業中は、休憩室、トイレ、風呂等の本市青岸清掃センター内の設備は提供するが、当該設備以外で作業に必要な資材や設備等は、上記打合せ時に確認の上、受託者が調

達するものとする。

作業中、受託者の全ての作業員は、受託者が調達した共通の作業服、腕章又は帽子を着用するものとする。また、作業中は、作業責任者が識別できるようにすること。

なお、作業責任者は、作業員の体調管理に十分配慮するものとする。

(6) 調査方法

ア 作業工程

	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00
収集(市にて)			■									
打合せ・準備				■								
分類作業・測定作業				■	■	■	■	■	■	■	■	■
撤去・清掃											■	■

イ 準備作業

作業スペース（5 m×10 m程度を予定）の境界には、カラーコーン及びコーンバー（又はロープ）によりバリケードを設置する。作業スペースの下には、採取したごみが散らばらないよう、ブルーシートを敷くこと。また、内側にビニール袋をセットした分類ボックスを用意すること。

ウ 分類作業及び測定項目

(ア) 分類作業

別表1に示す分類表に基づき分類作業を行う。分類作業は原則として午前9時から午後5時までに行う。作業実施にあたって、作業責任者は、作業員に対し、別表1の分類項目とその内容を十分に説明し、理解させておくこと。

(イ) 測定項目

本市がサンプリングしたごみ袋を1袋ずつ計量し、総重量が100kgを超えた袋までを試料とする。この結果から、1袋あたりの平均ごみ重量を算出する。

なお、分類した試料の秤量については、別表1の小分類ごとに1g単位まで行うものとする。

(ウ) その他

分類作業風景、分類後の各項目のごみの性状が分かるように、写真撮影を行う。特に手付かず食品については、品目ごとに撮影した上で、重量と賞味期限及び消費期限を記録すること。

なお、調査後の試料については、受託者が本市青岸清掃センター内（分類作業場所と同じ。）のごみピットへ投入すること。

(エ) 注意事項

破袋する際は、ごみの性状が変化しないよう丁寧に破袋すること。また、別表1の分類項目について不明な点がある場合は、本市担当職員の指示を仰ぐこと。

3 集計・解析項目

測定結果から全体及び調査地域別の家庭系一般ごみの排出実態を把握するため、次の項目について排出実態を解析すること。

- (1) 別表1の中分類、小分類ごとの排出状況
- (2) 資源分別可能物の排出状況
- (3) 生ごみ・食品廃棄物（「調理くず」と「食べ残し」を分類）の排出状況
- (4) 手付かず食品の排出状況
- (5) 削減可能な家庭系一般ごみの割合
- (6) 前回との排出状況比較

4 委託業務期限

令和8年11月30日（月）

5 報告書等

(1) 速報

受託者は、測定作業等終了後、速やかに別表1の小分類ごとに、その性状等について、写真を含め、速報を行うこと。

(2) 報告書

報告書（製本前の案）は、調査終了後1か月以内に本市担当職員あて提出し、内容を打ち合せた上で、製本すること。なお、報告書はA4版150ページ程度にまとめ（図面、写真等添付）、2部提出すること。

また、報告書を入力したデータ（ワード又はエクセル形式（集計表はエクセル形式）及び撮影した写真の画像データ）をUSBメモリにより提出すること。

6 注意事項

(1) 業務全般について

ア 業務の遂行にあたっては、本市担当職員と協議の上、実施するとともに、定期的にその進捗状況を報告すること。特に、分類作業中に特異な物を発見した場合は、直ちに本市担当職員に報告し、その指示を仰ぐこと。

イ 業務の遂行にあたって、サンプリングした調査対象ごみの中から次の各号に掲げる有価物等を発見した場合は、速やかに本市担当職員に連絡の上、その指示に従うこと。また、サンプリングした調査対象ごみ（有価物等を含む。）を自ら使用し、又

は他人に売買若しくは譲渡してはならない。

(ア) 現金

(イ) プリペイドカード等の金券類

(ウ) 有価証券（小切手、商品券など）

(エ) 貴金属類（指輪、ネックレス、宝石など）

(オ) 定期乗車券、運転免許証、学生証、健康保険被保険者証、預金通帳、クレジットカード等その所有者の特定が可能なもの。

(カ) その他ごみとして処理することが不適切と考えられるもの。

ウ 本仕様書に疑義が生じた場合は、本市担当職員と協議し、その指示に従うものとする。

エ 委託業務で知り得た個人情報については、和歌山市個人情報保護条例その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、情報の漏洩、第三者への提供等を行わないこと。

(2) その他

ア 入力原票、入力原票の写し、入力済みデータ、報告書データ等調査結果は本市に帰属するものとし、調査終了後に本市へ返還すること（データについては USB メモリにより返還）。また、調査期間中における保管・管理は、厳重に行うこと。

イ 委託業務に必要な資料を、本市において把握している範囲で提供するが、提供された資料は厳重に保管・管理を行うとともに、調査終了後は速やかに本市へ返還すること。

ウ 応札に当たっては本仕様書を十分に検討し、その内容を完全に理解した上で応札すること。

7 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の午後5時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

別表 1

No.	大分類	中分類	小分類	具体例	
1	プラスチック類	資源化可能なプラスチック製容器包装類	ペットボトル	飲料用・酒・みりん類・醤油等のペットボトル (PET1マーク記載) ※ラベルは取り外して「4フィルム・シート類」へ分類	
2			ペットボトル等のキャップ	ペットボトルに限らずプラ製キャップ	
3			ボトル・カップ・パック類	サラダ油のボトル、洗剤ボトル、飲料ボトル、アイス及びヨーグルトのカップ、卵パック、弁当がら等	
4			フィルム・シート類	容器包装のうち軟質系のもの 包装シート、商品を包んでいたラップ及びフィルム等	
5			白色トレイ	白色トレイ、着色していない白トレイ	
6			その他色トレイ・スチレン素材の容器包装	カップめんの容器、色トレイ等着色された厚みのある発泡性素材のもの	
7			複合材料	異なる複数の素材 (プラスチック、紙、アルミニウム等) を組み合わせて成形された容器包装でその複数の素材が容易に分離できないもの。 ポテトチップスの袋、レトルトカレーの袋等	
8			レジ袋	レジ袋 (ごみ排出に用いられたごみ袋を除く。ごみ袋内で小分けにごみを包んだものは含む。)、ポリエチレン袋	
9			パウチ包装	洗剤等のパウチ包装 ※キャップは「2ペットボトル等のキャップ」へ分類	
10			上記以外のその他プラスチック製容器包装	発泡スチロールの緩衝材、エアクッション、みかんネット等	
11			その他プラスチック類	リサイクル不可能なプラスチック容器包装	歯磨き粉、ソース及びマヨネーズのチューブ容器等 ※中身が残っているものは「49その他可燃物」へ分類
12				製品プラスチック (単一素材プラスチック)	台所スポンジ (プラ製)、バケツ、歯ブラシ、使い捨てのフォーク及びスプーン等
13				プラスチックと金属の複合品	洗濯ばさみ、おもちゃ等 ※金属が大部分である場合は「18その他金属」へ分類 ※電池・電気式のおもちゃ等は「24小型家電等」へ分類 ※プラスチックと可燃物の複合品は「49その他可燃物」へ分類
14				ごみ袋	ごみ排出に用いられた指定袋またはレジ袋
15	不燃物類	ゴム・皮革類	ゴム製品・皮革製品等	輪ゴム、ゴムボール、皮製ベルト、鞆等	
16		金属類	アルミ缶 (飲料用)	アルミ缶 (飲料用)、飲料用以外の缶詰の空き缶	
17			スチール缶 (飲料用)	スチール缶 (飲料用)、飲料用以外の缶詰の空き缶	
18			その他金属	スプレー缶、なべ、やかん、ハンガー、アルミ箔、針金入りのリボン、傘、磁石等	
19		びん類	リターナブルびん	一升びん、ビールびん (Rマーク記載)	
20			無色びん	無色の飲料用、調味料用及び薬用 (リターナブルびん・化粧用びん以外)	
21			茶色びん	茶色の飲料用、調味料用及び薬用 (リターナブルびん・化粧用びん以外)	
22			その他びん	その他の色つき (青、緑等) の飲料用、調味料用及び薬用 (リターナブルびん以外、化粧用びんを含む。)	
23		陶磁器類	陶磁器類	上記以外のガラス類、手鏡、陶磁器類等	
24		家電等複合品類	小型家電等	家電類、電源ケーブル、電池・電気式の玩具等	
25			乾電池	乾電池、ボタン電池	
26			小型充電式電池	ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池	
27			蛍光管	蛍光管 ※割れているものは「28電球等」へ分類	
28			電球等	白熱電球、LEDランプ、点灯管 (グローランプ)、割れている蛍光管等	
29	ライター等		ガスが含まれる複合製品 使い捨てライター (金属製は除く)、点火棒等		
30	土砂類	土砂等	石、土及び砂等		
31	紙類	紙製容器包装類	飲料用紙パック	飲料用紙パック (中がアルミコーティングされているものを除く。)	
32			ダンボール	ダンボール (断面が波型になっている包装用厚紙)	
33			リサイクル可能なその他の紙製容器包装	菓子箱、紙袋、包装紙等	
34			リサイクル不可能なその他の紙製容器包装	アルミコーティングされた紙パック、防水加工された紙パック、カップ麺のふた、臭いのついた紙製容器包装 (線香や石鹸の箱等)、汚れのひどい紙製容器包装	
35		その他の紙類	新聞紙	新聞紙	
36			書籍類	雑誌、書籍類	
37			チラシ	チラシ	
38			リサイクル可能なその他の紙	リサイクル可能な紙、トイレットペーパーの芯、ダイレクトメールの中身、メモ用紙、封筒 (粘着性のあるもの (のり付き)、プラ製の窓付きのものを除く。)	
39			リサイクル不可能なその他の紙	写真、感熱紙、ダイレクトメール封筒 (プラ製の窓付き)、油紙、アイロンプリントペーパー、ビニールコート紙、防水加工紙、ノーカーボン紙、裏カーボン紙、合成紙、感熱性発泡紙、ワックス加工紙、のり付き封筒、臭いのついた紙、汚れのひどい紙	
40			紙おむつ	紙おむつ	
41	布類	布製品・布きれ	衣類等布製品、布きれ		
42		リサイクル不可能な布製品	下着類、毛糸、ぬいぐるみ、枕、汚れのひどい布製品及び布きれ		
43	生ごみ・食品廃棄物	調理くず	調理過程で出る不可食部。野菜・果物の皮、魚の骨・内臓、卵の殻、出汁用の昆布、コーヒーフィルター、コーヒー抽出用のカートリッジ等		
44		食べ残し	一度食卓が上がったが、食べ切れずに廃棄されたもの。 ※生食ではない物で調理前の物は「45手付かず食品」へ分類		
45		手付かず食品	未開封の食品、消費期限・賞味期限切れの食品 (開封しないこと。)		
46	木・竹・わら類	剪定枝・刈草・落ち葉	剪定枝、刈草、落ち葉 ※土が付いている場合は落とせる範囲で落として「30土砂等」へ分類		
47		割り箸	割り箸 (使い捨てのもの。)		
48		その他の木・竹・わら	木箱、竹かご、麻ひも、コルク等製品、材木の端材等加工済みのもの、つまようじ、竹串、塗り箸		
49	その他	その他可燃物	たばこの吸殻、湿布、生理用品等、マスク、ティッシュ、ろうそく、不織布、保冷剤、浄水器のカートリッジ、トナーカートリッジ、未開封のクスリ、スーツ等の保管袋 (不織布使用)、他に分類できない小さなくず等		
50		その他不燃物	使い捨てカイロ、シリカゲル等の乾燥剤、シート状のマグネット等		
51		注射針等	注射針等の不適物		
52		ペット等の汚物	ペット用シート、ペット等の糞、猫砂		

家庭系一般ごみ細分別作業業務委託契約書（案）

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は家庭系一般ごみ細分別作業業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 この契約の期間は、契約締結日から令和8年11月30日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、円（消費税及び地方消費税分円を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（契約期間の延長）

第9条 乙は、その責めに帰することができない理由により契約期間内に委託業務を完了できないときは、甲に対し遅滞なくその理由を明らかにした書面を提出し、契約期間の延長を求めることができる。この場合において、延長日数は、甲乙協議して書面により定めるものとする。

（損害の負担）

第10条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた

損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(乙の債務不履行)

第11条 乙は、その責めに帰すべき事由により委託業務を履行しないときは、その不履行分に相当する委託金の額を減額して、甲に委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の30の金額に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

(確認)

第12条 乙は、委託業務を履行したときは、その都度遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、前項の規定に準じ、甲の確認を受けなければならない。

(委託金の支払)

第13条 乙は、履行すべき委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第14条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき事由により、委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 事由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の30に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第15条 甲は、必要があるときは、乙に対して通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第17条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があつたとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があつたとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が

確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

（3）公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（4）排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（5）乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙の解除権）

第18条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。

（2）第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が契約期間の10分の5を超えたとき。

2 第8条第2項及び第14条第4項の規定は、前項の規定により、この契約が解除された場合に準用する。

（乙の不完全履行責任）

第19条 甲は、乙がその責めに帰すべき事由により不完全な履行をしたと認められるときは、乙に対し、完全な履行を請求することができる。

2 甲は、乙に対し、前項の完全な履行に代え、又は完全な履行とともに損害賠償を請求することができる。

（賠償金等の徴収）

第20条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足あるときは乙に追徴する。

(秘密の保持等)

第21条 乙は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第22条 乙は、委託業務の履行(処理)に当たっては、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、その旨を公表することができる。

(補則)

第23条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花正啓

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。